

監理団体 代表者 各位  
実習実施者 各位

建設関係職種等に属する作業に係る技能実習計画認定申請を行う際の  
建設キャリアアップシステム登録に関する当面の取扱いについて

日頃から、技能実習制度の適正な運営につきまして御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

建設関係職種等に属する作業に係る技能実習を行わせる場合には、建設キャリアアップシステムへの事業者登録及び技能実習生の技能者登録が必要とされているところ、建設キャリアアップシステムの運営主体である（一財）建設業振興基金において建設キャリアアップシステムの登録に係る審査業務が当面の間停止されておりましたが、今般審査業務が正常化した旨、国土交通省より情報提供がありました。

つきましては、当面の間、建設関係職種等に属する作業に係る技能実習計画認定申請を行う際は、「建設キャリアアップシステムへの登録申請を行ったことを証明する書類（メールの写し）」を添付することで申請可能とされていた取り扱いを、令和4年3月31日をもって終了いたします。

令和4年4月1日以降に建設関係職種等に属する作業に係る技能実習計画認定申請を行う際は、事業者IDを明らかにする書類の添付をお願いいたします。

➤ **計画認定申請時に添付する必要がある書類**

事業者IDを明らかにする書類（以下のどちらか）

- ・メール「【建設キャリアアップシステム】事業者情報新規登録完了「事業者ID」のお知らせ」
- ・ハガキ「建設キャリアアップシステム事業者情報登録完了のお知らせ」の写し

※ 計画認定申請時に、「建設キャリアアップシステムへの登録申請を行ったことを証明する書類（メールの写し）」を添付することで技能実習計画の認定を受けていた場合でも、建設キャリアアップシステムの登録が完了した場合には後日事業者IDを明らかにする書類の提出が必要となりますので、忘れずに地方事務所・支所認定課まで提出するようお願いいたします。

※ 建設キャリアアップシステムの登録に関する詳細は、（一財）建設業振興基金のホームページ等をご確認ください。